

第 32 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 2 年 4 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 109 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 110 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 34 号	農地改良届について
報第 35 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 書 記 北 田 桂太郎 小 栗 直 也
6、会議録署名者	12 番 山口由美子 委員 13 番 木村博子 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 32 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、12 番 山口由美子委員、13 番 木村博子委員を指名します。 それでは、議第 109 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。
3 番奥村委員	3 番奥村です。資料は 5-1 をご覧ください。申請地は上之郷小学校より北東に 50m のところです。 転用の目的は、太陽光発電施設です。 申請地はイノシシ被害がひどく、農作物の収穫が厳しい状況です。また、譲渡人は耕作経験がなく、遠方に居住しているため申請地の耕作及び維持管理が困難であり、申請地は日当たりがよく面積とともに太陽光発電に適していると認めて申請に至りました。 転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防

	<p>除施設の対応は、申請地の北側及び西側は雑種地、東側は用悪水路、南側は道路となっています。申請地全体をフェンスで囲い、雨水は現況の排水と同様、原則として南側の道路側溝へ排水する。また、周知の上、東側の側溝へも排水します。</p> <p>転用にあたり、周辺の土地への被害が出ぬよう十分注意しますが、万が一発生した場合は、申請者の責任において補償いたします。</p> <p>誓約書・委任状等が出ております。</p> <p>この土地は何度も皆さんに見ていただいています。私としては別に問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
11 番奥村委員	<p>譲受人は農振除外をした時の会社と同じですか。</p>
事務局書記	<p>会社は施工業者であり、太陽光発電施設の所有者は譲受人です。管理運用を転用の時の事業者が行うことになっています。</p>
議 長	<p>ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。</p>
3 番奥村委員	<p>3 番奥村です。資料 5-2 をご覧ください。申請地は上之郷保育園より、東へ約 400m のところです。</p> <p>転用の目的は管工事事業用資材置場です。権利を設定し、移転する理由は、譲受人から岐東管材への贈与です。親戚である所有者から、遠方在住と高齢により申請地の管理が難しいとの申し出があり、会社から近く面積も資材置場として適しているの、有効活用するものです。</p> <p>遠方在住により農地としての管理ができません。また、高齢のため申請地を渡したく申し出たところ快諾を得られたので申請します。</p> <p>転用によって生じる作物・家畜等の被害防除施設の概要としまし</p>

	<p>ては、隣接する農地との境にはコンクリートブロックを設置し、雨水は地下浸透、または東側の道路側溝に流れます。万が一被害が発生した場合は、譲受人の責任で対処します。誓約書・隣地承諾書・始末書・委任状・水利組合の承諾書が出ております。私としては問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 2 号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>8 番田中委員</p>	<p>次に 3 号事案について、8 番 田中宣行委員 説明願います。</p> <p>8 番 田中です。3 号事案をご説明します。 資料は 5-3 をご覧ください。 事務局からの説明事項は省略します。 事前説明を、3 月 20 日、現地確認は、3 月 26 日に行いました。 申請地は、裁判所から直線で約 100m の東南の場所です。 周囲は宅地に囲まれた場所です。西側宅地の一部については、一体利用する予定です。 転用の目的は、一般個人住宅地です。 譲渡人が県外に居住しており、管理ができなくなりました。また、譲受人は現在アパートに住んでおり、将来的なことを考え、妻の実家付近に土地を探していたところ、譲渡人により快諾を得ることができたので、今般、一般個人住宅を建築するものです。 資金調達については全額借入金で賄います。住宅ローン事前審査結果書が添付されています。 許可の日から 1 年以内に造成する予定です。東側・北側・南側は、宅地でありコンクリートブロック施工し、土砂等の流出を防止します。 雨水については、西側道路側溝に、また家庭雑排水は西側公共下水道に排水処理する予定です。 隣地宅地については承諾を得ていますが、もし、被害等があったときは、申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。 添付書類として、県知事あて誓約書、ローン事前審査結果書が添付されています。申請地周囲は宅地に囲まれていることから何ら問</p>

	<p>題はないと思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議題 110号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局、朗読願ひます。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号・2号事案について同一の借人の申請でありますので一括して審議を行います。</p> <p>1号・2号事案について、今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願ひます。</p>
今井推進委員	<p>1号議案・2号議案とも奥村委員と確認しましたが、適正に農地としての管理がされております。使用貸借権を設定されて、農地として何ら問題はありませぬ。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号・2号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。挙手全員であります。</p> <p>よって1号・2号事案は可決しました。</p> <p>次の3号事案について 5番 青木友誉委員に関係しますので、5番 青木委員は農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願ひします。</p> <p>(5番 青木委員 退席)</p>

<p>平田推進委員</p>	<p>3号事案について、平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>平田です。3月2日に田中委員と現地確認を行いました。何ら問題は無いと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>特にありません。</p> <p>採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)</p>
<p>伊佐治推進委員</p>	<p>次の4号事案について 7番 田中幹三郎委員に関係しますの で、7番 田中委員は農業委員会等に関する法律第31条の議事参与 の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (7番 田中委員 退席)</p> <p>4号事案について、伊佐治推進委員、現地の状況はどうでした か。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>鈴木委員と現場に行くと、農業に差し支えないと思いました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>特にありません。</p> <p>採決に入ります。 4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。 よって4号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)</p>

<p>議 長</p> <p>9 番鍵谷委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>次に 報第 34 号 農地改良届について、事務局より報告願います。 (事務局報告)</p> <p>1 号事案について、9 番 鍵谷正委員、現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。</p> <p>3 月 21 日、推進委員の梅田さんと現地を確認しました。現在も十分に管理されており、問題ないと思います。</p> <p>事務局から補足説明はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明はないとのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>次に、報第 35 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。 (事務局報告)</p> <p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10 時 15 分終了</p>
---	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

12 番

13 番
